

支部役員候補者選定・選出規程細目

(総則)

第1条 本規程細目は、支部役員候補者の選定ならびに支部役員の選出について必要な細目および補足事項を定める。

(改選数)

第2条 支部役員の毎年の改選数は、次のとおりとする。

総務企画幹事 1名 (1回/毎年)

会計幹事 1名 (1回/毎年)

監事 1名 (1回/毎年, ただし定数が1名の場合1回/2年毎)

協議員 各支部で定めた定数の1/2 (1回/毎年)

(候補者の選定)

第3条 支部役員会は、改選を要する役員につき、実施前年11月15日までに下記定数の支部役員候補者を選定する。

総務企画幹事 1～3名

会計幹事 1～3名

監事 1～3名

協議員 改選数以上

(候補者の選定手続き)

第4条 支部役員会による役員候補者の選定手続きは、下記による。

(1) 支部役員および支部代表有識者会議委員は、書面により改選数と同数の候補者を申し出る。電子データによる提出も可とする。

(2) 支部役員会は、前項の申し出の結果を考慮し、第3条に定める定数の候補者を決定する。支部役員会は、必要に応じ、追加候補者を指名することができる。

第5条 支部に属する正員は、30名以上が一団となって、改選数以内の支部役員候補者を選定することができる。ただし、支部役員または支部代表有識者会議委員である正員はこれに加わることはできない。また、同一の正員は、2個以上の団体に加わることはできない。

第6条 前条により選定した支部役員候補者氏名は、11月10日までに支部長に届出なければならない。届出には、団体正員会員の署名押印を要する。

(候補者の表示)

第7条 支部役員候補者の表示は、下記による。

(1) 氏名は、支部役員種別ごとに五十音順に記載する。

(2) 支部役員会による選定および団体選定の別を記載し、2個以上の団体がある場合は、甲・乙・丙等団体別に表示する。

(3) 同一人が、同種役員候補者に2個以上の団体から選定された場合でも、その氏名は、1個所だけに記載する。

(投票)

第9条 支部に属する正員は、実施年において改選を要する役員につき次の数を選定し、電子投票または書面投票を行う。

総務企画幹事 1名

会計幹事 1名

監事 1名

協議員 定数の1/2

(開 票)

第10 条 前条の到達した投票は、支部長および総務企画幹事が確認し、その結果を支部役員会に報告し、承認を得なければならない。

(選 任)

第11 条 支部役員は、支部役員会の承認を経て、理事会に報告する。

(付則)

1. 本規程細目は、平成 23 年 7 月 29 日理事会において承認制定。
2. 本規程細目は、平成 23 年 10 月 6 日理事会において一部改正。
3. 本規程細目は一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行する。
4. 平成 24 年 12 月 6 日、有識者会議メンバー名称変更につき、有識者会議委員として読み替える。
5. 本規程細目は、平成 25 年 12 月 4 日理事会において一部改正。
6. 本規程細目は、平成 30 年 10 月 18 日理事会において一部改正。